

## 【地域子ども・子育て支援事業】

### 1. 利用者支援に関する事業 (利用者支援)

子どもや保護者が、施設や事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言等を行う事業。

### 2. 延長保育事業

通常保育時間外の保育ニーズに対応するため、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行う事業。

### 3. 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業。

### 4. 放課後子供教室 (子どもの居場所「プレディ」)

保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる場所を確保するための事業。

### 5. 子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合の保育ニーズに応えるため、宿泊により短期間子どもを預かる事業。

### 6. 幼稚園預かり保育

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する場合、預かり保育を行う事業(区立幼稚園3園にて実施)。

### 7. 一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業

保護者の就労や冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合の保育ニーズに応えるための各種事業。

### 8. 新生児等訪問指導

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

### 9. 養育支援訪問事業および要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、支援を行う事業。また、児童虐待防止および要保護児童等に対する支援を行う事業。

### 10. 子育て交流サロン 「あかちゃん天国」

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業。

### 11. 病児・病後児保育事業

病気や病後で集団保育が困難な子どもを、病院や保育所などで一時的に保育する事業。

### 12. 妊婦健康診査

母体や胎児の健康を守るために、必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施する事業。

A: 量の見込み…利用希望把握調査(ニーズ調査)から算出した各事業等の利用者数見込み

B: 確保方策…各事業の現在の定員数等に、拡大予定の定員数等を加えた数

量の見込みAのニーズに応じた確保方策Bの定員数等の規模を確保できるよう、各事業の取組を進めていきます。

中央区全体		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2. 延長保育事業	A 利用希望者数(人)	435	461	490	517	519
	B 定員数(人)	699	814	829	844	859
3. 学童クラブ※	A 入所希望者数(人)	922	980	1,056	1,127	1,188
	B 定員数(人)	555	555	555	555	555
4. 子どもの居場所「プレディ」※	A 利用登録者数(人)	2,235	2,406	2,620	2,838	2,996
	B 利用登録者数(人)	2,851	3,053	3,244	3,428	3,581
5. 子どもショートステイ	A 延べ利用人数/年(人)	65	69	73	77	77
	B 延べ利用人数/年(人)	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190
6. 幼稚園預かり保育	A 延べ利用人数/年(人)	15,980	17,250	18,831	20,008	20,544
	B 延べ利用人数/年(人)	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600
7. 一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業	A 延べ利用人数/年(人)	21,826	22,888	23,758	24,963	24,494
	B 延べ利用人数/年(人)	48,052	48,052	48,052	48,052	48,052
10. 子育て交流サロン「あかちゃん天国」	A 延べ利用人数/年(人)	112,357	118,167	123,966	130,921	129,551
	B 力所数	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所
11. 病児・病後児保育事業	A 延べ利用人数/年(人)	2,526	2,675	2,838	2,986	3,004
	B 延べ利用人数/年(人)	3,850	3,850	3,850	3,850	3,850

利用希望把握調査から量の見込みを算出した事業について掲載しています。

※ 学童クラブのB(確保方策)では不足するA(量の見込み)については、子どもの居場所「プレディ」との連携で対応するものとします。

## 子ども・子育て支援に関する取組

以下の施策を特に重要なものとして、取組を推進します。

### ◆幼児期の学校教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性）

「幼・保から小」「小から中」への学びの連続性を確保します。

### ◆児童虐待防止対策

### ◆ひとり親家庭の自立支援の推進

### ◆障害児施策

### ◆特別支援教育の充実

障害や虐待など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、一人ひとりの子どもの安全と発達が保障されるよう、総合的な施策を進めていきます。

### ◆育児休業後の保育施設等の円滑な確保

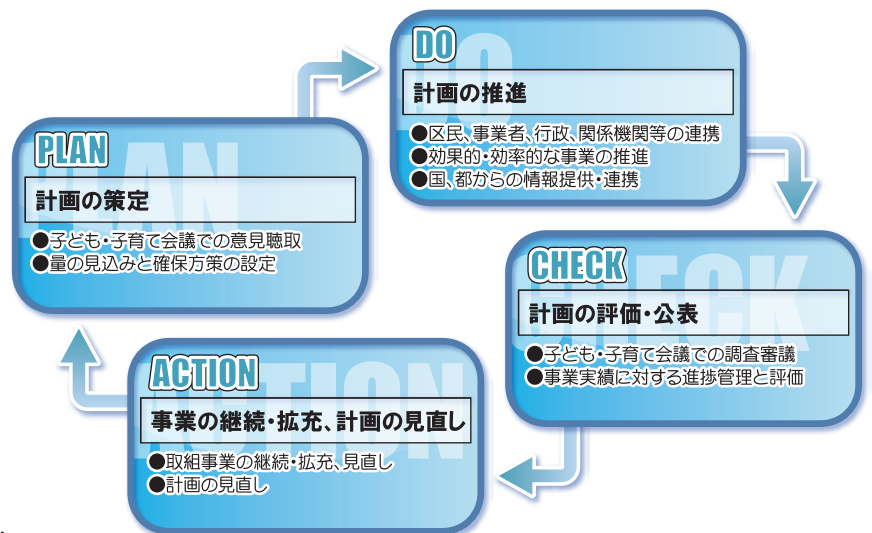
育児休業取得後に入所しやすくなるよう、1歳児クラスからの定員を確保します。

### ◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

保護者が子どもとともに過ごす時間が持てるよう、区の支援のもと、企業や地域、社会全体の取組としてワーク・ライフ・バランスを推進します。

## 計画の推進

- 本計画に掲載したすべての施策を円滑に実施していくために、区役所内の各部署、関係機関、関連団体などと相互に連携・協力しながら取組を推進します。
- 各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価するため、中央区子ども・子育て会議を定期的を開催し、その結果を公表します。
- 計画開始後、人口推計を上回る乳児人口の増加や、教育・保育ニーズの推移などにより、計画上の量の見込みと実際の需要に乖離が生じる状況などを踏まえ、計画の中間年を目安として見直しを行います。



発行

中央区福祉保健部子育て支援課  
〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号  
電話：03-3546-5681（直通）

刊行物登録番号 26-97